# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2026年11月20日 |
| 【会社名】 | コスモ・バイオ株式会社 |
| 【英訳名】 | COSMO BIO COMPANY, LIMITED |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長　代表執行役員　　柴山　法彦 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都江東区東陽二丁目２番20号 |
| 【電話番号】 | 03-5632-9600 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役執行役員　財務部長　　林　政徳 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都江東区東陽二丁目２番20号 |
| 【電話番号】 | 03-5632-9600 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役執行役員　財務部長　　林　政徳 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町２番１号） |

## 1【提出理由】

当社は、2026年11月19日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、当社の連結子会社であるビーエム機器株式会社（以下「ビーエム機器」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第６号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

（１）本株式交換の相手会社についての事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

| | |
|---|---|
| 商号 | ビーエム機器株式会社 |
| 本店の所在地 | 東京都江東区東陽二丁目２番20号 |
| 代表者の氏名 | 代表取締役社長　柴山　法彦 |
| 資本金の額 | 49百万円（2026年11月19日現在） |
| 純資産の額 | 1,411百万円（2025年12月31日現在） |
| 総資産の額 | 1,789百万円（2025年12月31日現在） |
| 事業の内容 | ライフサイエンス研究用の機器類・消耗品の仕入卸売販売及び技術サポート |

② 最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（単位：百万円）

| 事業年度 | 2023年12月期 | 2024年12月期 | 2025年12月期 |
|---|---|---|---|
| 売上高 | 1,883 | 2,002 | 2,118 |
| 営業利益 | 78 | 40 | 66 |
| 経常利益 | 87 | 35 | 73 |
| 当期純利益 | 59 | 24 | △12 |

③ 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（2026年11月19日現在）

| 大株主の氏名又は名称 | 発行済株式の総数に占める持株数の割合 |
|---|---|
| コスモ・バイオ株式会社 | 67.82% |
| 東京中小企業投資育成株式会社 | 32.18% |

（注）持株数の割合は、発行済株式の総数から自己株式（5,350株）を控除して計算しております。

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

| | |
|---|---|
| 資本関係 | 当社は、ビーエム機器の普通株式50,150株（自己株式を除く発行済株式総数の67.82%）を保有しており、ビーエム機器は当社の連結子会社であります。 |
| 人的関係 | 当社の代表取締役社長である柴山法彦がビーエム機器の代表取締役社長を、当社の取締役である林政徳がビーエム機器の取締役を、当社の監査等委員である取締役である佐藤和寿がビーエム機器の監査役を、それぞれ兼務しております。 |
| 取引関係 | 当社とビーエム機器との間に営業上の取引があります。 |

（２）本株式交換の目的

ビーエム機器は、1985年の設立以来、理化学用機械・機器・消耗品及び医療用精密機器等の輸出入及び販売を行っており、当社はビーエム機器の総株主の議決権の67.82%を保有しております。ビーエム機器の残りの議決権は、東京中小企業投資育成株式会社（以下「SBIC」といいます。）が保有する第一種優先株式に係るものです。

当社は、2026年２月に公表しました「中期経営計画2028」のもと、企業価値の向上に向けて既存事業の高度化や新規事業の本格展開等を含む５つの重点戦略の取り組みを進めております。

この度当社はビーエム機器を完全子会社とすることで、グループ内の意思決定の迅速化や業務統合による効率化、事業上の連携強化を通じて、当社グループの企業価値の一層の向上を図ることを目的として、本株式交換を実施することといたしました。

（３）本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

① 本株式交換の方法

**当社を株式交換完全親会社とし、ビーエム機器を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、当社においては、会社法第796条第２項の規定に基づき株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により、ビーエム機器においては、2026年12月11日（予定）に臨時株主総会及び第一種優先株主総会の書面決議（会社法第319条第１項（同法第325条において準用する場合を含みます。））による承認を受けた上で、2026年12月25日を効力発生日として行う予定です。**

**②　本株式交換に係る割当ての内容**

| | 当社<br>（株式交換完全親会社） | ビーエム機器<br>（株式交換完全子会社） |
|---|---|---|
| 本株式交換に係る割当比率 | 1 | 4.82<br>（第一種優先株式１株当たり） |
| 本株式交換により交付する株式数 | 当社普通株式：114,716株（予定） | |

**（注１）ビーエム機器の第一種優先株式１株に対して、当社の普通株式4.82株を割当て交付いたします。ただし、当社が保有するビーエム機器の普通株式（50,150株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。**

**（注２）当社が交付する株式は、すべて当社が保有する自己株式を充当し、新株式の発行は行わない予定です。**

**（注３）ビーエム機器は、2026年11月18日開催の同社の取締役会の決議により、同社が保有する自己株式（普通株式5,350株）の全部を、当社がビーエム機器の発行済株式の全部を取得する時点の直前時をもって消却する予定です。**

**（注４）本株式交換により交付する当社株式の数に、１株に満たない端数は生じません。**

**③　その他の株式交換契約の内容**

**当社及びビーエム機器が2026年11月19日に締結した本株式交換契約の内容は、次のとおりであります。**

# 株式交換契約書

コスモ・バイオ株式会社(以下「甲」という。)及びビーエム機器株式会社(以下「乙」という。)は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)について、次のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第１条(株式交換)
１．甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、会社法その他の関係法令に基づき、本株式交換を行う。
２．本株式交換により、甲は、乙の発行済株式の全部（甲が有する乙の株式を除く。）を取得し、乙は甲の完全子会社となる。

第２条(本株式交換に際して交付する株式及びその割当て)
１．甲は、本株式交換に際して、甲が乙の発行済株式（甲が有する乙の株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時における乙の第一種優先株主に対し、その有する乙の第一種優先株式の数の合計に4.82を乗じて得た数の甲の普通株式を交付し、その全部に甲が保有する自己株式を充当する。
２．甲は、前項の第一種優先株主に対し、その有する乙の第一種優先株式1株につき、甲の普通株式4.82株の割合をもって割り当てる。
３．前二項により、甲は、乙の第一種優先株主である東京中小企業投資育成株式会社に対し、その有する乙の第一種優先株式23,800株に代わり、甲の普通株式114,716株を交付する。
４．甲は、乙の普通株式の株主に対しては、本株式交換に際して金銭等の割当てを行わない（会社法第768条第２項第１号）。

第３条(資本金及び準備金の額)
本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、いずれも0円とする。

第４条(効力発生日)
本株式交換の効力発生日は、2026年12月25日とする。ただし、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

第５条(本契約の承認)
１．甲は、会社法第796条第２項本文の規定により、株主総会の承認を受けずに本株式交換を行う。ただし、同条第３項の規定により株主総会の承認を要することとなった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の承認を受ける。
２．乙は、効力発生日の前日までに、本契約について、株主総会及び乙の第一種優先株主を構成員とする種類株主総会の承認を受ける。

第６条(自己株式の消却)
乙は、2026年11月18日開催の取締役会の決議により、乙が保有する自己株式（本契約締結日現在、普通株式5,350株）の全部を、甲が乙の発行済株式（甲が有する乙の株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時をもって消却する。

第７条(本株式交換の条件の変更及び本契約の解除)
本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第８条(本契約の効力)
本契約は、効力発生日の前日までに第５条に定める甲又は乙の株主総会又は種類株主総会の承認が得られなかった場合、又は前条により本契約が解除された場合には、その効力を失う。

**第９条(協議事項)**

**本契約に定めのない事項その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを定める。**

**本契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各１通を保有する。**

**2026年11月19日**

**甲：　東京都江東区東陽二丁目2番20号**
**コスモ・バイオ株式会社**
**代表取締役社長　柴山 法彦　　印**

**乙：　東京都江東区東陽二丁目2番20号**
**ビーエム機器株式会社**
**代表取締役社長　柴山 法彦　　印**

**（４）本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠**

**当社及びビーエム機器は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、両社から独立した第三者算定機関として楢原公認会計士事務所（以下「楢原事務所」といいます。）を選定し、株式交換比率の算定を依頼いたしました。**

**楢原事務所は、当社の株式価値については、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており市場株価が存在することから、市場株価法（算定基準日：2026年11月18日）により１株当たり1,211円と算定し、ビーエム機器の株式価値については、同社が非上場会社であることから、DCF法（1株当たり4,881円）及び類似会社比準法（1株当たり7,658円）を採用し、両方式の併用による1株当たり6,269円と算定しております。これらに基づく株式交換比率の算定レンジは4.03～6.32とされております。**

**両社は、楢原事務所から2026年11月18日付で受領した株式交換比率算定書（算定基準日：2026年11月18日）の算定結果を参考に、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間で慎重に協議を重ねた結果、上記の割当比率は妥当であると判断し、本株式交換契約を締結いたしました。**

**（５）本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容**

| | |
|---|---|
| 商号 | コスモ・バイオ株式会社 |
| 本店の所在地 | 東京都江東区東陽二丁目２番20号 |
| 代表者の氏名 | 代表取締役社長　柴山　法彦 |
| 資本金の額 | 918百万円 |
| 純資産の額 | 9,955百万円 |
| 総資産の額 | 12,662百万円 |
| 事業の内容 | ライフサイエンスに関する研究用試薬、機器の仕入れ、製造、販売 |

**以　上**